

序章 大府市景観計画策定の背景と目的

◆背景

本市は、平成5年（1993年）3月に「大府市都市景観基本計画(四季・彩・時)」を策定し、総合的に景観施策を展開するとともに、地域のまちづくりのルールを定める「地区計画制度」や、愛知県の屋外広告物制度の活用などにより、景観形成に係る規制及び誘導を実施してきました。

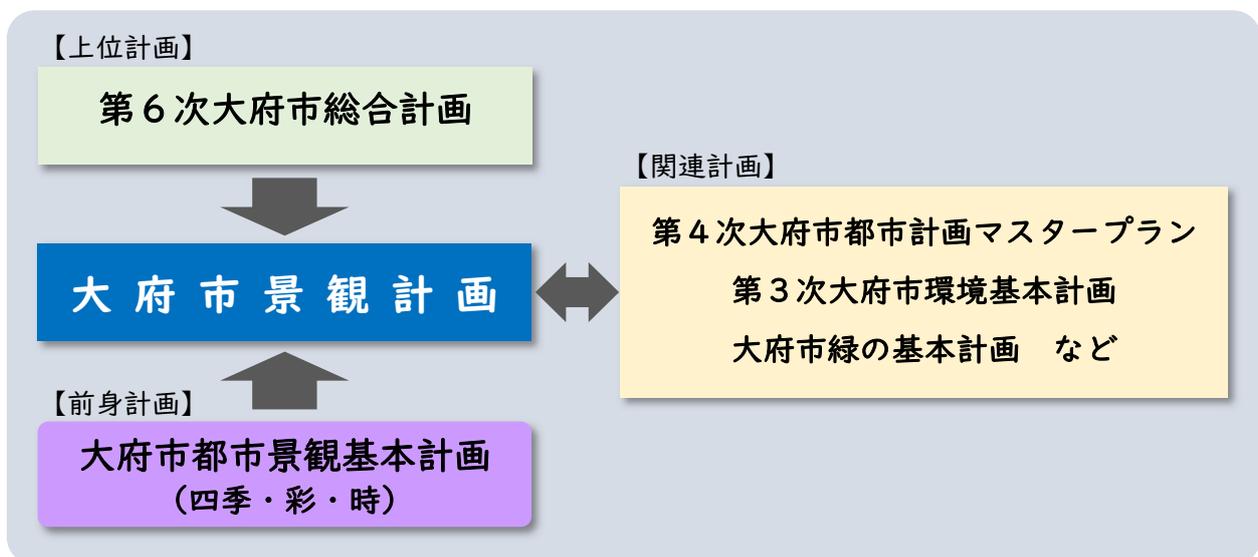
当初の計画策定から20年以上が経過した今、「第6次大府市総合計画」をはじめ「第4次大府市都市計画マスタープラン」、「第3次大府市環境基本計画」、「大府市緑の基本計画」などが策定された中、本市が目指す将来のまちづくりとの整合を図ることに加え、景観を意識したまちづくりを進めることが重要です。

本市では、「風景は五感により感じられている。」と捉え、本市の特色ある景観を通じて心も体も健康になるまちとなることを目指し、市民、事業者、行政が一体となり、景観に配慮したまちづくりを推進していきます。

◆位置付け

本計画は、「大府市都市景観基本計画(四季・彩・時)」を前身としながら、令和2年（2020年）2月に策定した「第6次大府市総合計画」（2020～2030）の『まち』の健康の一角を担う、本市の景観マスタープランとして新たに策定するものです。

また、「第4次大府市都市計画マスタープラン」、「第3次大府市環境基本計画」、「大府市緑の基本計画」などの関連計画との整合を図り、本市が目指す景観まちづくりを推進します。



◆目的

本計画は、四季・彩・時の豊かな景観資源を再認識した上で、魅力的な景観の保全と創出の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働して「景観」を通じたまちづくりに取り組むための景観形成における総合的な指針とするものです。

本計画に基づき、本市独自の景観を保全、改善、創出することで、市民同士の連帯感、故郷への誇りと愛着心を育むとともに、都市と自然の調和がとれた良好な景観形成を推進し、市民や訪れる方々が本市の魅力と誇りを感じ、後世に継承すべき美しい本市の景観形成を通じて健康になることができるようなまちづくりに資することを目的とします。